

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 27 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害児支援担当 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 11 月 14 日付け事務連絡「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」に係るフォローアップ等については、短時間の作成にご協力いただきありがとうございました。別添の通り、取りまとまりましたのでお知らせいたします。

引き続き、放課後等デイサービスの適切な運営の推進にご協力賜りますようお願いいたします

別添：「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」に係るフォローアップ調査の概要について

放課後等デイサービスの運用状況について

平成 30 年12月27日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

(調査の経緯)

平成 30 年度の障害報酬改定に伴う放課後等デイサービスの運営状況について、本年 5 月に実施した「平成 30 年度放課後等デイサービス事業の報酬改定等に係る事業所影響調査」により、特に支援を必要とする児童を 50%以上受け入れている「報酬区分1」に分類された事業所の割合について、自治体間のバラツキがあることが明らかになった。

こうしたことから、厚生労働省では、平成 30 年 7 月 26 日に事務連絡を発送し、「保護者等からの聴き取りを行うことなく書面のみで判定を行った児童」等について、新指標に基づく再判定等を実施するよう、全国の都道府県・指定都市に依頼したところ。

今般、こうした取組を受けた放課後等デイサービスの運用状況を把握するため、全国の都道府県・指定都市を通じて、平成 30 年 10 月 1 日現在の管内放課後等デイサービスの状況について調査を実施した。(全都道府県・指定都市から回答済み)

(調査結果)

1. 事業所数の推移等について

事業所数 (平成 30 年 3 月末現在)	新設届提出事業所 (平成 30 年 4 月 1 日~9 月末)	廃止・休止届提出事業所 (平成 30 年 4 月 1 日~9 月末)	事業所数 (平成 30 年 9 月末現在)
12,332 か所	1,346 か所	369 か所	13,346 か所

※新設届、廃止・休止届の提出月と実際の新設・廃止・休止月が異なるため、合計数は一致しない。

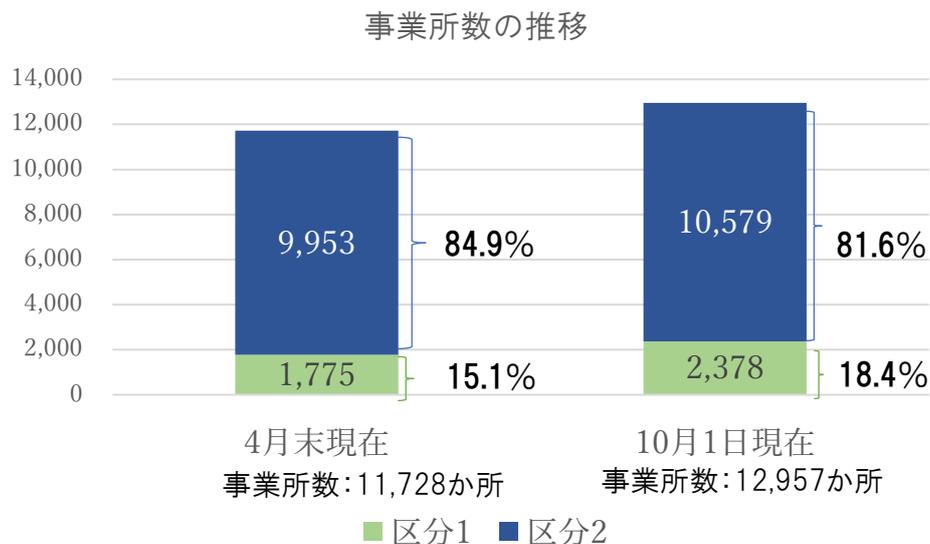
平成 30 年 4 月~9 月末日の間に、廃止・休止届を提出した事業所数は 369 か所であり、主な廃止・休止理由は「人員配置基準を満たせない」「その他(事業所統合等)」となっている。

事業所数	児発管等の人員配置基準を満たせない	利用児童が集まらない	基本報酬の見直しの影響	その他(事業所統合等)
369 か所	130 か所	52 か所	16 か所	174 か所

2 事業所の報酬区分について

(1) 事業所数の推移

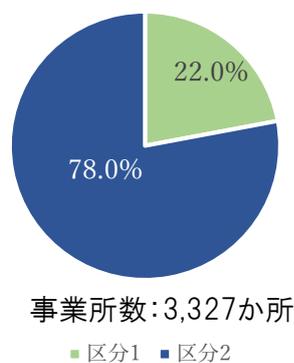
本年4月末時点と10月1日時点で、報酬区分別の事業所数を比較すると、4月末現在では、全国の放課後等デイサービス事業所(重心事業所を除く。)11,728か所のうち、「区分1」に分類された事業所は1,775か所(15.1%)、「区分2」に分類された事業所は9,953か所(84.9%)となっている。一方、10月1日現在では、事業所12,957か所のうち「区分1」に分類された事業所2,378か所(18.4%)、「区分2」に分類された事業所10,579か所(81.6%)となっている。



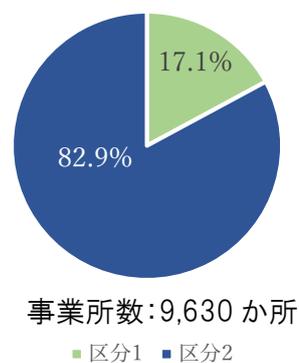
(2) 所在地による違い

10月1日現在について、事業所の所在地が指定都市か否かの別でみると、指定都市に所在する事業所は全部で3,327か所であり、このうち区分1の割合が22.0%、区分2の割合が78.0%となっている。また、指定都市以外に所在する事業所は全部で9,630か所であり、区分1の割合が17.1%、区分2の割合が82.9%となっている。

報酬区分の割合
(指定都市に所在する事業所)



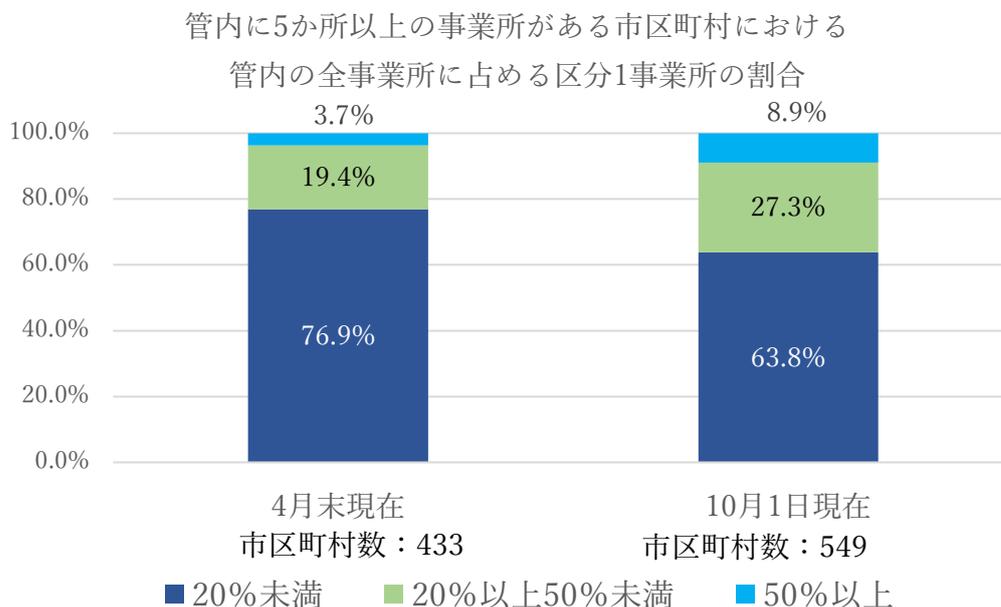
報酬区分の割合
(指定都市以外に所在する事業所)



(3)市区町村による違い

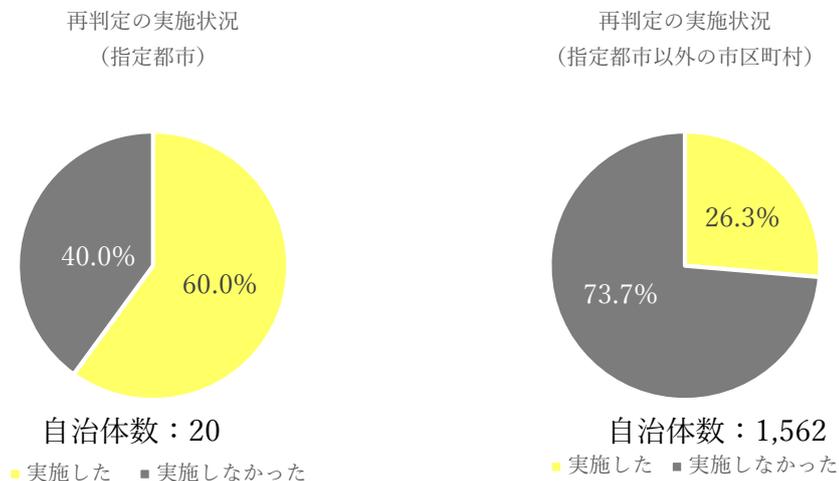
管内に5か所以上の事業所がある市区町村について、管内の全事業所に占める区分1事業所の割合を比較すると、4月末現在では、区分1事業所の割合が20%未満の市区町村数は333(76.9%)、20%以上50%未満の市区町村数は84(19.4%)、50%以上の市区町村数は16(3.7%)となっている。

一方、10月1日現在では、区分1事業所の割合が20%未満の市区町村数は350(63.8%)、20%以上50%未満の自治体数は150(27.3%)、50%以上の自治体数は49(8.9%)となっている。



3 再判定の実施状況について

7月26日付事務連絡「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」を踏まえ、9月末までの間に再判定を実施した自治体(対象児童がいない自治体を除く)の割合は、指定都市で60.0%、指定都市以外の市区町村では26.3%となっている。



再判定を行わなかった理由(複数回答)

4月当初から事務連絡の留意事項を踏まえた判定を行っており、改めて再判定を行う必要がなかった	810 自治体
事業者等から再判定の申出を呼び掛けたが、申出がなかった	151 自治体
事務連絡が発出される前に、すでに自治体の判断で再判定を行っていた	98 自治体
その他(誕生月等の受給者証更新時に順次再判定を実施 等)	204 自治体